



## 申込方法及び注意事項

- 1 受付は、原則として使用される日前12月から14日までの間に行うことができます。受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとします。間違いを防ぐため、電話、郵便、口頭等での受付はいたしませんので直接来庁してください。
- 2 次の場合は、使用を許可されません。
  - (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
  - (2) 施設、附属設備、器具等を損壊し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
  - (3) 管理上支障があると認められるとき。
  - (4) その他市長が不適當であると認めるとき。
- 3 多目的広場の使用時間は、準備や後始末に要する時間を含みます。
- 4 使用に当たって特別な設備、器具等を設置し、又は施設の原状を変更しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けてください。
- 5 施設、附属設備、器具等を損壊し、又は滅失したときは、損害を賠償しなければなりません。
- 6 許可を受けた目的以外に門前町多目的広場を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸することはできません。
- 7 工事を施工しようとするときは、次の書類を各2通と門前町多目的広場原状変更許可申請書(様式第14号)を添えて、提出してください。
  - (1) 使用の位置並びにその付近を表示の平面図及び求積図
  - (2) 工作物を設置しようとする場合は、その構造図及び仕様書
  - (3) 法令の規定により官公署の許可を要するものは、その許可書の写し